

# 一般社団法人 エネルギー・資源学会

## 「家庭部門の CO<sub>2</sub> 排出実態統計調査利用研究会」メンバー募集

### 1. 活動の目的

「地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）」において、日本全体で 2030 年度に 2013 年比 26.0%削減という温室効果ガス削減目標を掲げている。この中において家庭部門では、約 4 割削減することが目安とされており、削減に向けての取り組みが求められている。環境省では、2017 年 4 月から家庭部門の詳細な CO<sub>2</sub> 排出実態を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的として、全国 13,000 世帯を調査対象とした「家庭部門の CO<sub>2</sub> 排出実態統計調査（以下家庭 CO<sub>2</sub> 統計）」を開始した。本統計調査は家庭におけるエネルギー消費、CO<sub>2</sub> 排出実態を詳細に把握している貴重な資料といえる。エネルギー・資源学会には、エネルギー需要側の視点に立ち、多くの知見を提供する研究者が所属しており、彼らの知見を活かしてこの統計データをより深く分析することは、日本の温暖化防止への大きな貢献といえる。そこで、本会は、「家庭部門の CO<sub>2</sub> 排出実態統計調査利用研究会」を設立し、家庭 CO<sub>2</sub> 統計の調査票を共有し、それぞれの研究領域から多様な視点で分析し、意見交換や議論をすすめ、その成果を学会会員、学会外の一般市民に対し広く提供するものとした。多くのご参加を期待する。

### 2. 研究会構成と運営方針

環境省の家庭 CO<sub>2</sub> 統計の調査票情報を直接利用し、分析・検討を行うことを希望する学会会員を募集し、研究会を構成する。また、必要に応じてオブザーバー（会員外）の参加を要請する。なお、統計データの利用申請は、当研究会が窓口となり一括して行う。最初の研究成果は、「エネルギーシステム・経済・環境コンファレンス（2020 年 1 月開催予定）」の企画セッションにて発表することを目標とする。

活動は、2019 年 5 月から 2020 年 3 月までを第 1 期、2020 年 4 月から 2021 年 3 月までを第 2 期として、必要に応じて、情報共有、意見交換のための研究会を開催し、議論の促進を目指す。なお、当面は交通費、資料実費などは参加者で自弁し、学会予算は使用しない。

### 3. その他

当研究会からの一括申請により、大学、公益法人の研究者以外の民間企業等の研究者も調査票情報の活用が可能である。なお、調査票情報利用に際しては、以下に示すような環境省の条件に従っていただく必要がある（法改正等により変更されることがある）。

#### a. 利用者の範囲について

利用者の範囲は必要最小限とし、それらの者が職務に関して利用する場合であること。また、学生（大学院生を含む）は原則として認められない。ただし、文部科学省科学技術研究費補助金を受けて行う研究等において、研究者として明らかにされているような場合に限っては、利用が認められる。

b. 利用場所，利用環境，保管場所及び管理方法

以下の①から⑤までの条件を全て満たすこと。

- ① 調査票情報を利用する場所は，日本国内であること。
- ② 調査票情報を利用する場所は，施錠可能な部屋に限定し，当該場所から調査票情報等が持ち出されない，また，持ち出して利用しないために必要な措置が講じられていること。なお，利用する場所が複数箇所の場合は，その正当な理由が記載されていること。
- ③ 調査票情報の利用時に上記②の場所にいる者が制限される，又は，何らかの確認行為が行われること。
- ④ 調査票情報の利用時のコンピュータは，インターネットなどの外部ネットワークに接続されない仕組みが講じられていること。また，利用時以外に外部接続する可能性があるコンピュータや利用者以外の者が使用するコンピュータの記憶装置に調査票情報及び中間生成物を残留させないこと。その場合，調査票情報及び中間生成物を外部記録媒体に保存するに当たっては，限定された媒体に格納され，当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管されること。なお，保管場所は利用場所と同一であることが好ましく，違う場所となる場合は，その理由が妥当であること。
- ⑤ 調査票情報を利用するコンピュータは，IDカードやパスワードの設定により，利用者が制限されており，アンチウイルスソフトウェアやスクリーンロックの導入，セキュリティホール対策など漏洩等を防止するために必要な措置が講じられていること。

c. 結果の公表方法及び公表時期

閲覧又は転写した結果をそのまま公表する場合は認められない。また，結果を公表しない場合，その理由が妥当なものであること。結果を公表する場合，公表方法・時期が妥当であり，集計した結果を公表する場合には，個々の調査対象等に関する事項が特定，類推されることがないように，秘匿措置がなされることが明記されていること。また，公表に当たって，例えば「環境省の〇〇調査の調査票情報を利用した」旨が明記されていること。

d. 転写書類等の利用後の処置

集計等に用いた転写書類等（中間生成物を含む.）は，利用後速やかに廃棄されること。

e. 著作権

利用者は，調査票情報を利用して作成した集計結果について，著作権を主張しないこと。

○「家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査利用研究会」

委員長：岩船由美子（東京大学生産技術研究所特任教授）

幹事：研究会発足後に決定する